

口座開設申込受付時のこんなときどうする!?

ケーススタディ

法人から口座開設を依頼された際に対応に迷うケースを取り上げ、手続きのポイントを解説します。

ケース④～⑦ 井村 清志

ケース① 代表者が共同代表である



現 在、法人口座については、開設申出日に開設する金融機関は少なくなっています。申込受付時に確認事項が多く、手続きに時間がかかるからです。代表者が共同代表となっている先から口座開設の申込みを受けた場合、平成18年5月1日より施行された会社法において、共同代表の登記制度が廃止されていることを考慮する必要があります。登記事項証明書に共同代表である旨の記載がないためです。

定款により、数人で共同しなければ代表権を行使できないと定められている場合は、口座開設後にそれができないため、口座開設後にトラブル等になる可能性もあります。こうしたことから、共同代表者の場合はできるだけいづれか1人の代表者を選任してもらう形態で取引に臨むことが一般的です。

取引形態を細かく確認

それでもなお、共同代表での口

座開設を強く希望するお客様については、まず口座開設の申出時に共同代表者が全員で来店しているか確認します。共同代表者全員の意向確認や取引形態等の意思疎通が図られているか確認をするためです。特に、印鑑の届出方法やキャッシュカード発行の有無等について細かく確認します。

口座開設の申出時に共同代表者が全員で来店していない場合は、口座開設前に一度全員で来店してもらおうよう依頼することも大切です。

POINT 代表者1人を選任しても良かったうえで口座を開設してもらおうのがよい

また、口座開設後、共同代表者間で通帳管理等のトラブルが発生した際、金融機関側で責任を取ることができないことを十分に説明し、理解してもらう必要があります。理解が得られていないと感じた場合は、総合的に判断して口座開設を断るか、代表者1人による口座開設を依頼します。

ケース② 「外国企業の出資を受けている」と言われた



日 本人の取引担当者が来店し、法人口座の開設にあたって「外国企業から出資を受けている」との申し出があった場合は、まずどの国の企業から出資を受けたか確認する必要があります。

また、外国企業からの出資に関しては、マネー・ロンダリングについても警戒する必要があります。受付時には、当該法人の内容だけでなく、出資している外国企業の内容等についても十分にヒアリングすることが重要です。

その後の開設の可否については、日本における拠点や活動内容、出資形態等を詳しくチェックし、総合的な判断のもとに決定します。

なぜなら、口座開設後の取引において海外送金や海外資金（出資金等）の受取りで当該口座が利用される可能性が高く、自行庫で対応可能か確認する必要があるからです。受入れが難しいと考えられ

る場合、口座開設を断ることも検討します。

鮮およびイランへの経済制裁等の関連規制に該当していないかの確認もしなければなりません。こう

した規制に抵触せず、企業内容や外国企業からの出資理由等をヒアリングした結果、懸念がない場合には、口座開設の受付を行います。

より慎重な対応が必要

出資しているのが米国の企業だ

POINT

- マネロンについて警戒するため、当該企業はもちろん出資している企業についても確認
- 出資しているのが米国の企業であれば、FATCAについても確認を行う

った場合、外国口座税務コンプライアンス法（以下、FATCA）に基づいて、米国の納税義務者に該当するかの確認を義務づけられています。

FATCAの確認方法については各金融機関が制定しており、提出してもらった資料も異なります。受付時にはFATCAの内容について説明を行うことが大切です。FATCAの説明を行ったうえで必要書類の提出を承諾してもらえない法人に対しては、口座開設を断ることが一般的です。

外国企業からの出資がある法人に関しては、より慎重に対応することが求められます。